

・海外の性能評価機関の承認申請について

この文書は、海外の性能評価機関の承認申請について、申請者等の参考に供するために国土交通省住宅局建築指導課が作成したものです。

承認申請その他の手続きに当たっては、建築基準法等の関係する規定を併せて参照されることをお勧めします。

1. 大臣認定制度

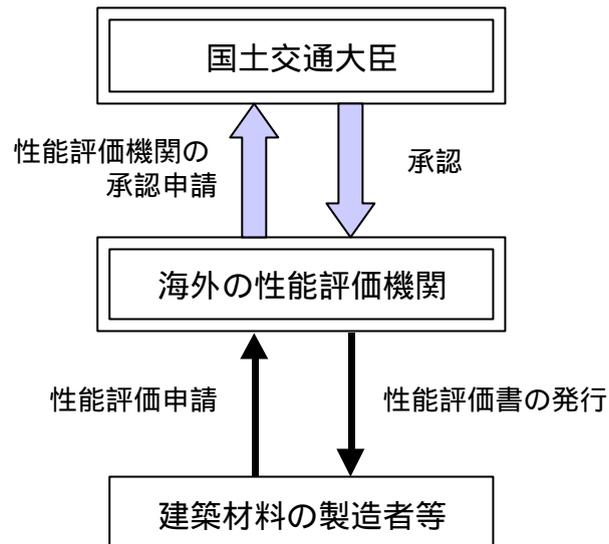
建築基準法では、建築物又はその部分、材料等について、法令に規定された技術基準に適合すること求めています。その適合性の確認は、あらかじめ指定された仕様や一般的な検証方法等により特定行政庁（地方公共団体）の建築主事等が確認する場合と、一定の技術基準の項目については、評価能力を有する性能評価機関の評価結果に基づき、国土交通大臣が、主事等の確認の事前に適合性の認定を行う場合があります。（法第 68 条の 26（構造方法等の認定））。

例えば、シックハウス対策の建築材料の基準等も、この大臣認定の対象とされており、予め指定された JIS や JAS の仕様に適合しない建築材料については、性能評価機関において行われたホルムアルデヒドの発散量に関する試験・評価結果を受け、国土交通大臣が種別区分（第 2 種、第 3 種、規制対象外）を認定することになっています。

2. 性能評価機関

性能評価機関には、国土交通大臣が国内の機関を対象に指定する「指定性能評価機関（法第 77 条の 56）」と、海外の機関を対象に承認する「承認性能評価機関（法第 77 条の 57）」があります。その機能はいずれも、建築材料の製造者等の依頼に基づき試験・評価を行い、大臣認定を受けるのに必要な評価書を発行するというものです。

性能評価業務は、公的な試験機関、民間の試験・評価サービス会社などの機関が指定若しくは承認を受け実施することができますが、性能評価機関としての中立公正さを確保するために、役職員の兼職などに一定の制限があります。



3. 承認性能評価機関に関する法令の関係規定

承認性能評価機関に係る規定は、「建築基準法（法）」、「建築基準法施行令（政令）」、「建築基準法施行規則（施行規則）」、「建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（機関省令）」に定められています。

概ね各法令は、「法」には性能評価機関の承認の基準、義務等の根拠規定が、「政令」には承認の有効期間等が、「施行規則」には手数料等の規定が、「機関省令」には、性能評価機関の業務に関する細則が規定されています。

承認性能評価機関関係規定

関係条文	規定事項
法第 68 条の 26	構造方法等の認定
法第 77 条の 57 第 1 項	承認性能評価機関（申請の根拠規定）
法第 77 条の 57 第 2 項	（承認性能評価機関について以下の条文を準用する根拠規定）
法第 77 条の 36 第 2 項	指定（業務区分と業務区域）
法第 77 条の 37	欠格条項
法第 77 条の 38	指定の基準
法第 77 条の 39 第 1 項	指定の公示等（機関の名称、住所、指定の区分、業務区域等）
法第 77 条の 41	指定の更新
法第 77 条の 22	業務区域の変更
法第 77 条の 34	業務の休廃止等
法第 77 条の 39 第 2 項	指定の公示等（名称、住所等の変更の届出）
法第 77 条の 39 第 3 項	指定の公示等（名称、住所等の変更の公示）

関係条文	規定事項
法第 77 条の 42	認定員
法第 77 条の 44	認定等の義務
法第 77 条の 45	認定等業務規程
法第 77 条の 47	帳簿の備付け等
法第 77 条の 48	監督命令
法第 77 条の 49	報告、検査等
法第 77 条の 55	承認の取消し等
政令 136 条の 2 の 13	指定認定機関等に係る指定等の有効期間
政令 136 条の 2 の 14	承認認定機関等の事務所における検査に要する費用の負担
施行規則第 11 条の 2 の 3	(性能評価の)手数料の額
機関省令第 72 条	承認性能評価機関に係る承認の申請
機関省令第 73 条	承認性能評価機関に係る名称等の変更の届出
機関省令第 74 条	承認性能評価機関の業務区域の変更に係る認可の申請
機関省令第 75 条	承認性能評価機関の業務区域の変更の届出
機関省令第 76 条	評価員の選任及び解任の届出
機関省令第 77 条	性能評価業務規程の認可の申請
機関省令第 78 条	承認性能評価機関に係る業務の休廃止の届出
機関省令第 79 条	準用(承認性能評価機関について以下の条文を準用する根拠規定)
機関省令第 59 条	指定性能評価機関に係る指定の区分
機関省令第 62 条	指定性能評価機関に係る指定の更新
機関省令第 63 条	性能評価の方法
機関省令第 64 条	評価員の要件
機関省令第 67 条	性能評価業務規程の記載事項
機関省令第 68 条	帳簿
機関省令第 69 条	図書の保存
機関省令第 54 条	旅費の額
機関省令第 55 条	在勤官署の所在地(旅費相当額を計算するときの始点)
機関省令第 56 条	旅費の額の計算に係る細目

3.1 承認の申請(法第 77 条の 57 第 1 項、機関省令第 72 条)

承認を受けようとする機関は、機関省令第 72 条に基づき、申請書に必要な書類を添付して、国土交通大臣(国土交通省住宅局建築指導課)に提出、申請することになります。承認申請に手数料等はありません。

3.2 業務区分、業務区域（法第 77 条の 57 第 2 項で準用する法第 77 条の 36 第 2 項、機関省令第 79 条で準用する機関省令第 59 条）

承認を受けようとする機関は、機関省令第 59 条の業務区分のうち、性能評価を行う業務（ホルムアルデヒド発散に関する性能評価業務（機関省令第 59 条第 8 の 3 号）など）を区分に従い選んで申請します。

また、業務区域（承認申請する機関が性能評価業務を受け付ける建材の生産事業者等の所在する国、地域など）も定めて申請します。

3.3 欠格条項（法第 77 条の 57 第 2 項で準用する法第 77 条の 37、機関省令第 72 条第 3 号）

例えば法人の場合、承認を受けようとする機関の役員が、成年後見人等、復権を得ていない破産者、禁固以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処され、その執行後 2 年以上経過していない者、性能評価機関としての承認を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者等に該当する場合は、承認を受けることができません。

承認申請にあたっては、上記に役員が該当しない旨を明らかにする書類（機関省令第 72 条第 3 号）を提出する必要があります。

3.4 承認の基準（法第 77 条の 57 第 2 項で準用する法第 77 条の 38）

国土交通大臣は、承認の申請が法第 77 条の 57 第 2 項で準用する法第 77 条の 38 の各号に示す基準に適合していると認めるときでなければ、承認してはならないこととされています。

（第 1 号関係）

第 1 号は、職員の数、配置、業務の体制、事務所、施設等の設置状況などの業務の実施計画が適切であるかどうかに関する基準です。

主に次の要件を満足する必要があります。

性能評価業務は他の業務（建築物の確認検査に関する業務を除く。）と独立した部署で行い、担当役員を置くこととする。

次の制限業種に従事する者を評価員に選任しないこと。なお、個々の性能評価の業務は評価員 2 名以上で行うこと（機関省令第 37 条）。

ア 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。）

イ 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）

ウ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）

エ 建築材料・設備の製造、供給及び流通業

機関の職員以外のものを補助員として性能評価の業務に従事させないこと。また、補助員が行う業務は補助的なものに限ること。なお、補助員については制限業種の兼業は可能。

代表者及び担当役員が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工、製造等を行う建築物、建築設備等について性能評価を行わないこと。

評価員及び補助員が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工、製造等を行う建築物、建築設備等に係る性能評価の業務にその者を従事させないこと。

(第2号関係)

第2号は、経理的基礎の基準であり、経営の安定性や損害賠償能力を有しているかどうか等を判断するものです。主に次の要件を満足する必要があります。

予算規模が適切であること。

事業と予算のバランスがとれていること。

性能評価の業務に係る年間の支出総額の概ね1割以上の基本財産、資本金、基金等（基本財産等）を有していること。

1億円以上の基本財産等を有していること。ただし、性能評価の業務に係る損害保険（保険金額が1億円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないものに限る。）の措置が講じられている場合には、この限りでない。

(第3号関係)

第3号は、性能評価機関としての中立公正さを確保するために役職員の兼職などに一定の制限を加える規定です。設計、工事監理、施工、設備の製造などの業務と兼職する者については、業務執行や組織の意志決定に相当の影響力を及ぼさないよう、全体に占める割合を一定以下に制限しており、主に次の条件を満足する必要があります。

相当する次の表の日本の法人区分の欄に応じて同表の制限の対象となる者のうち、制限業種（軽微なものを除く。）に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者の割合が原則として1/2未満であること。ただし、監視委員会を設けた場合にあっては、この割合を原則として2/3未満とすることができる。この場合において、制限業種に従事する1人の者又は制限業種を営む一つの法人に従事する者の割合が1/2以上であってはならない。

法人の区分	制限の対象となる者
財団法人	評議員及び理事
社団法人	理事及び社員
合名会社	社員
合資会社	無限責任社員

株式会社	取締役
有限会社	取締役
組 合	理事及び組合員

$$\frac{\text{制限業種の理事、取締役の数}}{\text{理事等の総数}} < \frac{1}{2}$$

監視委員会を設けた場合にあっては、2/3 とすることができる。ただし、制限業種を営む会社 1 社で、理事等の数の 1/2 以上を占めてはならない。

機関が日本の株式会社等に相当する場合にあっては、制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人の保有する株式の数の発行済株式総数に占める割合が原則として 1/2 未満であること。ただし、監視委員会を設けた場合にあっては、この割合を原則として 2/3 未満とすることができる。この場合において、制限業種に従事する 1 人の者又は制限業種を営む一つの法人に従事する者の保有する株式の数の発行済株式総数に占める割合が 1/2 以上であってはならない。

$$\frac{\text{制限業種の者が保有する株式数}}{\text{発行済株式総数}} < \frac{1}{2}$$

監視委員会を設けた場合にあっては、2/3 とすることができる。ただし、制限業種を営む会社 1 社で発行済株式総数の 1/2 以上を保有してはならない。

監視委員会は弁護士会の推薦する者、消費者団体の推薦する者、建築関係の学識者、当該企業又は団体の監事又は監査役で構成するものとし、性能評価業務規程の審議、業務内容の監査等を行うものとする。監視委員会は四半期ごとに監査を行い、監査終了後国土交通大臣に報告しなければならないものとする。

(第 4 号関係)

第 4 号は、機関自体の兼業の制限の規定です。承認性能評価機関が設計事務所や建設業も兼ねていると、その中立公正さに問題が生じるおそれがあることから、設計、工事監理、施工などの制限業種の業務を兼業してはならないこととしています。

(第 5 号関係)

第 5 号は、第 4 号までの基準にあっては、他に適格性の面での問題がないかどうかを判断する規定です。具体的には個々の機関ごとに判断されることとなります。

3.5 承認の公示、変更の届出等（法第 77 条の 57 第 2 項で準用する法第 77 条の 39、法第 77 条の 22、機関省令第 73 条、74 条、75 条）

承認が行われると、国土交通大臣によって、承認性能評価機関の名称及び住所、承認の区分、業務区域、業務を行う事務所の所在地、業務の開始日が公示されます。

また、名称、住所、事務所の所在地を変更しようとする場合には、承認性能評価機関は変更日の 2 週間前までに国土交通大臣にその旨を届け出ることとされています。業務区域の増加は国土交通大臣の認可が必要であり、業務区域の減少は国土交通大臣にその旨を届け出ることとされています。

3.6 承認の更新（法第 77 条の 57 第 2 項で準用する法第 77 条の 41、機関省令第 79 条で準用する機関省令第 62 号）

承認性能評価機関の承認は 5 年ごとに更新を受けなければならないこととされています。更新時には、新規申請時の規定が準用されます。

3.7 評価員の選任等（法第 77 条の 57 第 2 項で準用する法第 77 条の 42、機関省令 76 条、機関省令第 79 条で準用する機関省令第 64 条）

承認性能評価機関は、機関省令第 64 条に規定する次の要件を備える評価員を選任し、その者に性能評価を行わせなければならないこととなっています。

学校教育法に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築学、機械工学、電気工学若しくは衛生工学その他の性能評価の業務に関する科目を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はあった者

建築、機械、電気若しくは衛生その他の性能評価の業務に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、これらの分野について高度の専門的知識を有する者

国土交通大臣が前 2 号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

このうち、「国土交通大臣が前 2 号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者」については、当初申請時、若しくは選任時に、候補者の経歴等を示す書類を添付して国土交通大臣に認定申請をしなければなりません。

また、承認性能評価機関は、評価員を選任又は解任したときは、国土交通大臣に届け出ることとされています。

さらに、国土交通大臣は評価員が性能評価業務規程に違反した場合、法第 77 条の 38 第三号の基準（兼職などの制限）に適合しなくなった場合、機関に対して評価員の解任命令を出すことができることとなっています。

3.8 性能評価の義務（法第 77 条の 57 第 2 項で準用する法第 77 条の 44）

承認性能評価機関は、性能評価を依頼されたときは正当な理由がある場合を除いて、性能評価を実施しなければならないこととされています。

**3.9 性能評価業務規程及び業務方法書（法第 77 条の 57 第 2 項で準用する法第 77 条の 45、
機関省令第 77 条、機関省令 41 条、機関省令 63 条）**

承認性能評価機関は、どのように性能評価業務を行うかを定めた性能評価業務規程及びその付属図書として試験方法等技術的な評価方法を規定した業務方法書を定めて、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととされています。

業務規程に定める事項としては、機関省令第 41 条に、業務時間、業務区域、業務範囲、性能評価業務の実施方法、手数料の収納方法、評価員の選任・解任、業務の実施体制等が定められています。

なお、業務規程が不適切となった場合には、国土交通大臣はその内容の変更を命ずることができることとされています。

業務方法書は、実施する性能評価に係る法律、政令、告示及び機関省令第 63 条に基づく性能評価の方法を記載することになっており、ホルムアルデヒド発散に関する性能評価については、標準的な業務方法書が、国土交通省により示されています。

3.10 帳簿の備付け等（法第 77 条の 57 第 2 項で準用する法第 77 条の 47、機関省令第 79 条で準用する機関省令第 68 条、機関省令第 69 条）

承認性能評価機関は、機関省令第 68 条で定める事項を記載した帳簿を備付け、性能評価業務の全部を廃止するまで保存しなければならないこととされています。

3.11 監督命令上必要な請求（法第 77 条の 57 第 2 項で準用する法第 77 条の 48）

国土交通大臣は、適正に業務が行われていないような場合には、承認性能評価機関に監督上必要な請求を行うことができることとされています。

**3.12 報告、検査等（法第 77 条の 57 第 2 項で準用する法第 77 条の 49、法第 77 条の 55 第 3 項、
政令第 136 条の 2 の 14、）**

国土交通大臣は、公正的確な業務の確保のため必要と判断した場合には、承認性能評価機関に対して必要な報告を求めたり、事務所の立入調査などができることとなっています。

この際、検査のための渡航費用（2 名分）は、承認性能評価機関の負担となります。

3.13 業務の休廃止等（法第 77 条の 57 第 2 項で準用する法第 77 条の 34、機関省令第 78 条）

承認性能評価機関は、性能評価等の業務の全部又は一部を休止又は廃止する場合には、あらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければならないこととされており、届出があった場合には、その旨が公示されることとなっています。

3.14 承認の取消し等（法第 77 条の 57 第 2 項で準用する法第 77 条の 55）

国土交通大臣は、承認性能評価機関が法第 77 条の 37 の欠格条項に該当するようになった場合には、承認を取り消さなければならないこととされています。

また、国土交通大臣に対する届出や認可の申請等を怠った場合、性能評価業務規程によらず性能評価の業務を行った場合、国土交通大臣の命令に違反した場合、承認の基準に適合しなくなった場合、業務に関し著しく不適当な行為を行った場合、不正な手段で承認を受けた場合などに、承認の取消しや業務停止ができることとなっています。

3.15 性能評価手数料（施行規則第 11 条の 2 の 3 第 5 項、第 6 項）

性能評価機関が、性能評価の申請者から受け取る手数料については、日本国内の指定性能評価機関に関しては国が手数料を定めていますが、海外の承認性能評価機関は、それぞれの国において物価水準等が異なることから、審査に要する人件費、事務費等の経費の内訳等を示し、国土交通大臣の認可を受けることとなっています。

4 . 承認申請に必要な書類

承認申請には、以下の表の 1 から 3 のような書類が必要となります。

申請書及び添付書類は原則日本語によるものとしますが、

申請機関の名称及び住所並びに個人の氏名及び住所

添付書類のうち * 印を付したもの

については英語による記載も可とします。

5 . 承認の標準処理期間

承認のための標準処理期間は原則として 3 ヶ月とします。

当初申請時提出図書一覧

提出図書	根拠条文
1．承認性能評価機関承認申請書（第36号様式）	機関省令第72条
（添付書類）	
（1）定款又は寄付行為等	機関省令第72条第1号
（2）財産目録等（*）	機関省令第72条第2号
（3）欠格条項に該当しない旨を明らかにする書類	機関省令第72条第3号
	機関省令第72条第4号(第58条を準用)
（4）事業計画書及び収支予算書（収支予算書のみ*）	機関省令第58条第3号
（5）申請に係る意思の決定を証する文書	機関省令第58条第4号
（6）（法人の場合）役員等の氏名及び経歴を記載した書類（*）	機関省令第58条第5号
（7）組織及び運営に関する事項を記載した書類	機関省令第58条第6号
（8）事務所の所在地を記載した書類（*）	機関省令第58条第7号
（9）（法人の場合）発行済株式総数の5/100以上を有する株主等の氏名、住所及び株式の数等を記載した書類（*）	機関省令第58条第10号
（10）試験装置等の概要及び整備計画を記載した書類	機関省令第58条第11号
（11）評価員の氏名・経歴を記載した書類（*）(注)	機関省令第58条第12号
（12）現行業務概要を記載した書類	機関省令第58条第13号
（13）性能評価業務実施計画を記載した書類	機関省令第58条第14号
（14）その他参考となる事項を記載した書類	機関省令第58条第15号
2．性能評価業務規程認可申請書（第41号様式）	機関省令第77条
（添付書類）	
性能評価業務規程	機関省令第77条
性能評価業務方法書	（業務規程の付属図書）
3．承認性能評価機関評価手数料認可申請書	施行規則第11条の2の3第6項
次の事項を記載した申請書	
（1）業務区分ごとの手数料の額	施行規則第11条の2の3第6項第1号
（2）審査1件当たりに要する人件費、事務費、その他の経費の額	施行規則第11条の2の3第6項第2号
（3）旅費、日当及び宿泊料の額	施行規則第11条の2の3第6項第3号
（4）その他必要な事項	施行規則第11条の2の3第6項第4号

（注） 評価員が機関省令第64条第1号、第2号に該当せず、同条第3号による大臣の認定を受ける場合には、第1号、第2号と同等以上の知識、経験を有することを証明する資料も併せて必要。